

# 平成24年度宮城県養殖用資機材等緊急整備事業 補助金交付要綱

## (趣旨)

第1条 県は、漁業者グループ組織が実施する東日本大震災により壊滅的な被害を受けた本県養殖業の復旧・再開及び発展のために必要不可欠な養殖用資機材や養殖生産物の付加価値向上のための施設等の整備（以下「養殖用資機材等緊急整備事業」という。）に要する経費について、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

## (交付対象等)

第2条 補助金の交付対象となる事業主体、経費、補助率等は、別表のとおりとする。

## (交付の申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする事業主体は、知事が別に定めるところにより、事業実施計画書を作成し、知事に提出の上、承認を受けるものとする。

2 前項の承認を受けた事業主体は、補助金の交付に係る手続きを行うものとする。

規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、様式第1号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

3 前項の補助金交付申請書を提出しようとする者は、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでない場合にあつては、この限りでない。

4 規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 平成24年度養殖用資機材等緊急整備事業実施計画書（別紙1）
- (2) その他知事が必要と認める書類

## (交付の条件)

第4条 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

(1) 別表の重要な変更該当する場合においては、様式第2号により知事の承認を受けること。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、様式第3号により知事の承認を受けること。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第4号による補助事業未完了報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(4) 交付決定後に、平成24年度において新たに国庫補助金の対象となることが明確になった際には、交付額の変更を行う場合があること。

#### (遂行状況報告)

第5条 補助事業者は、知事が補助事業の遂行及び支出状況について報告を求めた時は、様式第5号により、速やかに状況報告書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の報告のほか、必要と認める時は、現地調査を行うことができる。

#### (実績報告)

第6条 規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告書の様式は、様式第6号によるものとし、補助事業の完了若しくは廃止の承認の日から1月を経過した日又は補助金の交付の決定のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

2 規則第12条第1項の規定により補助事業実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

(1) 平成24年度養殖用資機材等緊急整備事業実績報告書（別紙1に準ずる）

(2) 購入した養殖用資機材等の領収証の写し

(3) その他知事が必要と認める書類

#### (補助金の交付方法)

第7条 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。

ただし、知事は、補助金事業の遂行上必要と認めるときは、規則第15条ただし書の規定により前払いにより交付することができるものとし、その請求書の様式は、様式第7号によるものとする。

#### (財産処分の制限)

第8条 規則第21条第2号の規定により処分の制限を受ける財産は、1件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具とする。

2 規則第21条ただし書の規定により処分の制限を受ける期間は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間とする。

#### (調査及び書類の提出)

第9条 知事は第6条の規定による実績報告書の提出があったときは、補助金に係る出納及び事業の完了状況を検査させ、必要があると認めたときは、関係書類の提出を求めることができるものとする。

(書類の経由)

第10条 この要綱により知事に提出する書類は、事業を所轄する地方振興事務所長（以下「所長」という。）を経由し提出するものとし、この場合所長は、当該書類の写しを保管するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年10月11日から施行し、平成24年度予算に係る補助金に適用する。

別表（第2条関係）

事業実施主体	補助対象経費の範囲 (平成24年4月1日以降に実施したもの)	重要な変更		補助率
		経費の配分の変更	事業の内容の変更	
<p>○ 次の（1）から（3）に該当する，法人格の無い漁業者のみのグループ（漁業協同組合に所属する正組合員3名以上）</p> <p>（1）規約等により代表者，構成員が定められていること。</p> <p>（2）グループによる一元経理が行われること。</p> <p>（3）施設，資機材等の利用及び，運営に関する規定が整備されていること。</p> <p>○ 漁業者が構成員又は出資者となり，その出資額又は議決権の合計が総出資額又は総議決権の過半を占める有限責任事業組合。ただし，漁業協同組合に所属する正組合員3名以上が構成員又は出資者となっているものに限る。</p>	<p>ア 養殖生産のために必要な施設（設置費及び設計費を含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 養殖，種苗，育苗，蓄養等に必要な施設（養殖，種苗生産，蓄養等に係る施設・漁船・機器・備品）</li> <li>・ 養殖生産物等の生産，運搬に必要な施設・機器・備品（漁船，作業車両，ユニック，フォークリフト等）</li> <li>・ 養殖用関連共同作業処理施設（共同処理場，共同作業場，共同倉庫等の施設・機器・備品）</li> <li>・ その他事業内容に合致する養殖生産用資機材</li> </ul>	補助金の増	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業の全部又は一部の取組の中止又は廃止</li> <li>・ 事業実施主体の変更</li> <li>・ 施行箇所及び設置場所の変更</li> </ul>	1 / 2 以内
<p>○ 次の（1），（2）に該当する，漁業者が構成員又は出資者となり，その出資額又は議決権の合計が総出資額又は総議決権の過半を占める株式会社及び会社法（平成17年法律86号）第57条第1項に規定する持分会社（以下，「法人」という。）。ただし，漁業協同組合に所属する正組合員3名以上が構成員の又は出資者となっている法人に限る。</p> <p>（1）法人自ら養殖生産を行うだけでなく加工もしくは商品の販売を一貫して行う取組のほか，流通・観光・教育等の事業も含めた6次産業化の取組を行うもの。</p> <p>（2）自ら養殖生産せず，原材料となる養殖生産物を仕入れて加工もしくは販売を行う場合，当該加工販売事業等（流通・観光・教育等の事業も含む）に係る仕入金額もしくは仕入数量の50%以上を5年間，法人の構成員又は出資者である漁業者のほか，宮城県内の連携する漁業者と安定的に取引し，漁業者と連携した6次産業化の取組を行うことが確認できるもの。</p>	<p>○ 補助対象経費の範囲は，左欄の事業実施主体のうち（1）の法人の場合は，次のア，イ，ウを補助対象とし，左欄の事業主体のうち（2）の法人の場合は，次のイ，ウを補助対象とする。</p> <p>ア 養殖生産のために必要な施設（設置費及び設計費を含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 養殖，種苗，育苗，蓄養等に必要な施設（養殖，種苗生産，蓄養等に係る施設・漁船・機器・備品）</li> <li>・ 養殖生産物等の運搬に必要な施設・機器・備品（作業車両，ユニック，フォークリフト等）</li> <li>・ 養殖用関連共同作業処理施設（共同処理場，共同作業場，共同倉庫等の施設・機器・備品）</li> <li>・ その他事業内容に合致する養殖生産用資機材</li> </ul> <p>イ 加工・流通販売のために必要な施設（設置費及び設計費を含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 集出荷貯蔵保管・製品の運搬のために必要な施設・機器・備品（冷蔵庫，冷凍庫，保冷車等）</li> <li>・ 付加価値を高める処理加工のために必要な施設（加工に係る施設・機器・備品等）</li> <li>・ 衛生対策に必要な施設（製品の安全安心のほか，排水・廃棄物処理等に必要な施設・機器・備品）</li> <li>・ 高付加価値化，6次産業化に資する販売施設，飲食提供施設（施設，機器，什器備品等）</li> <li>・ その他事業内容に合致する加工・流通販売用資機材</li> </ul> <p>ウ その他，事業の内容に合致する6次産業化（流通，観光，教育等も含む）の取組に必要な資機材（設置費及び設計費を含む）</p>			



平成24年度宮城県養殖用資機材等緊急整備事業補助金交付申請書

番 号  
年 月 日

宮城県知事 殿

申請者

氏名又は名称

及び代表者名

印

平成 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、補助金等交付規則第3条の規定により、平成24年度宮城県養殖用資機材等緊急整備事業補助金金 円を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 補助事業に要する経費及び補助金交付申請額
  - (1) 補助事業に要する経費 円
  - (2) (1)のうち補助対象経費 円
  - (3) 補助金交付申請額 円

添付書類

- 1 平成24年度養殖用資機材等緊急整備事業実施計画書（別紙1）
- 2 その他知事が必要と認めるもの

平成24年度宮城県養殖用資機材等緊急整備事業補助金変更承認申請書

番 号  
年 月 日

宮城県知事 殿

申請者

氏名又は名称  
及び代表者名

印

平成 年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で平成24年度宮城県養殖用資機材等緊急整備事業補助金の交付決定の通知のありました平成24年度宮城県養殖用資機材等緊急整備事業について、事業の内容（経費の配分）を下記のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容
- 3 添付書類

- (注) 1 既に交付決定された補助金額に増減が生じる場合は、交付決定額及び変更後の補助金交付申請額を「変更の内容」中に明記すること。
- 2 添付書類については、様式第1号に準じ作成するものとし、変更前と変更後を対象比較できるように変更前を括弧書きで上段に記入すること。

様式第3号（第4条関係）

平成24年度宮城県養殖用資機材等緊急整備事業中止（廃止）承認申請書

番 号  
年 月 日

宮城県知事 殿

申請者

氏名又は名称

及び代表者名

印

平成 年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で平成24年度宮城県養殖業資機材等緊急整備事業補助金の交付決定の通知のありました平成24年度宮城県養殖用資機材等緊急整備事業について、下記のとおり事業を中止（廃止）したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 中止の期間
- 3 添付書類

様式第4号（第4条関係）

平成24年度宮城県養殖用資機材等緊急整備事業未完了報告書

番 号  
年 月 日

宮城県知事 殿

申請者

氏名又は名称  
及び代表者名

印

平成 年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で平成24年度宮城県養殖用資機材等緊急整備事業補助金の交付決定の通知のありました平成24年度宮城県養殖用資機材等緊急整備事業について、下記のとおり事業が予定内の期間に完了できないので、平成24年度宮城県養殖用資機材等緊急整備事業補助金交付要綱第4条（3）の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 交付決定額
- 2 前金払額
- 3 進捗率
- 4 完了予定年月日
- 5 添付書類 売買・請負契約書等の写し

様式第5号（第5条関係）

平成24年度宮城県養殖用資機材等緊急整備事業遂行状況報告書

番 号  
年 月 日

宮城県知事 殿

申請者

氏名又は名称  
及び代表者名

印

平成 年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で平成24年度宮城県養殖用資機材等緊急整備事業補助金の交付決定の通知のありました平成24年度宮城県養殖用資機材等緊急整備事業について、平成 年 月 日現在の状況を平成24年度宮城県養殖用資機材等緊急整備事業補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 未完了の理由
- 2 進捗率
- 3 完了予定年月日
- 4 添付書類 売買・請負契約書等の写し

平成24年度宮城県養殖用資機材等緊急整備事業実績報告書

番 号  
年 月 日

宮城県知事 殿

申請者  
氏名又は名称  
及び代表者名 印

平成 年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で平成24年度宮城県養殖用資機材等緊急整備事業補助金の交付決定の通知のありました平成24年度宮城県養殖用資機材等緊急整備事業について、下記のとおり実施しましたので、補助金等交付規則第12条の規定により関係書類を添えて報告します。

記

1 補助事業に要した経費及び補助金額等

- |                 |   |
|-----------------|---|
| (1) 補助金交付決定額    | 円 |
| (2) 補助事業に要した経費  | 円 |
| (3) (2)のうち補助対象額 | 円 |
| (4) 既受領額        | 円 |
| (5) 今回請求額       | 円 |

2 補助事業完了年月日 平成 年 月 日

添付書類

- 1 養殖用資機材等緊急整備事業実績書
- 2 購入した資機材の領収証
- 3 その他知事が必要と認めるもの

補助金振込先

- |         |       |
|---------|-------|
| 1 金融機関名 | _____ |
| 2 口座番号等 | _____ |
| 3 口座名義人 | _____ |

平成24年度宮城県養殖用資機材等緊急整備事業前金払請求書

番 号  
年 月 日

宮城県知事 殿

申請者  
氏名又は名称  
及び代表者名 印

平成 年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で平成24年度宮城県養殖用資機材等緊急整備事業補助金の交付決定の通知のありました平成24年度宮城県養殖用資機材等緊急整備事業について、下記により金 円を前金払によって交付されるよう請求します。

記

事業実施 地区名	対象養 殖生産 物種類	資機材 等名	交付決定額		既受領額	請求月末 の予定 出来高	今回 請求額 (B)	残 高	
			事業量	事業費 (A)				事業量	事業量 (A)-(B)
				円	円	%	円		円

添付書類

- 1 納品書又は請求書
- 2 その他知事が必要と認めるもの

補助金振込先

- 1 金融機関名 \_\_\_\_\_
- 2 口座番号等 \_\_\_\_\_
- 3 口座名義人 \_\_\_\_\_